□各種会議の結果報告(前回委員会(2006年4月24日)以降)

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果 報告
委員会	第 50 回	2006.4.24	13:30~ 16:30	みやこめっせ	1)ダム等の管理に係るフォローアップについて 2)河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シート について 3)琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と 質疑	P3
利水·水需要管 理部会 検討会	第2回	2006.5.11	13:30~ 15:30	京都会館	1)水需要予測の方法と見直しの状況 -河川管理者説 明- 2)平成17年度事業進捗点検内容についての説明 -河 川管理者説明- 3)平成17年度事業進捗の点検の進め方について	P5
運営会議	第 70 回	2006.05.17	17:00~ 19:00	京都センチュリーホテ ル	1)平成17年度事業進捗の点検の進め方について 2)一般からの意見提出等に関するルールについて 3)5月の各部会の進め方について 4)第51回委員会の進め方について 5)6月の日程調整返答状況 6)現地視察について 7)庶務からの報告について	P7
木津川上流部会 検討会	第2回	2006.05.18	16:00 ~ 19:00	名張シティホテル	1)河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について	P8
猪名川部会	第 31 回	2006.05.20	16:00 ~ 19:00	中央会館	1)河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について	P10
住民参加部会 検討会	第2回	2006.05.25	16:00~ 19:00	京都会館	1)平成17年度事業進捗状況の点検項目について 2)一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に 関する提案	受付 配付
淀川部会	第 34 回	2006.05.28	13:30~ 16:30	京都リサーチパーク	1)河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について	P12
琵琶湖部会	第 37 回	2006.05.30	10:00 ~ 13:00	コラボしが 21	1)河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について	P14
猪名川部会 検討会	第2回	2006.06.3	10:00~ 11:30	大阪ビジネスパーク 円形ホール	1)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見作成の 分担 2)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 3)今後のスケジュール	受付配付
木津川上流部会 検討会	第 3 回	2006.06.3	12:30~ 14:00	大阪ビジネスパーク 円形ホール	1)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見作成の 分担 2)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 3)今後のスケジュール	受付配付
淀川部会 検討会	第2回	2006.06.3	14:30~ 16:30	大阪ピジネスパーク 円形ホール	1)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見作成の 分担 2)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 3)今後のスケジュール	受付 配付
琵琶湖部会 検討会	第2回	2006.06.3	17:00 ~ 19:00	大阪ピジネスパーク 円形ホール	1)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見作成の 分担 2)平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 3)今後のスケジュール	受付配付
利水·水需要管 理部会 検討会	第 3 回	2006.06.13	13:30 ~ 16:30	京都会館	1) 平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見作成の 分担 2) 平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 3) 意見作成に向けた今後のスケジュール 4) その他(水需要管理に向けて)	受付配布
木津川上流部会 検討会	第4回	2006.06.17	14:00~ 17:00	みやこめっせ	1)平成 17 年度事業進捗状況点検項目について 2)意見とりまとめ作業グループの選任 3)意見作成に向けた今後のスケジュール 4)その他	受付 配布
淀川部会 検討会	第3回	2006.06.19	16:00~ 19:00	京都リサーチ パーク	1)平成 17 年度事業(淀川)進捗状況点検項目への意見 交換 2)意見作成に向けた今後のスケジュール 3)その他	受付配布
水位操作WG 検討会	第2回	2006.06.20	13:30 ~ 16:30	コラボしが 21	1)岩田明久先生講演 2)琵琶湖水位操作の問題点と課題 3)その他	受付 配布
運営会議	第 71 回	2006.06.22	11:00~ 13:00	コラボしが 21	1)平成 17 年度事業進捗の点検についての各部会報告 2)第 51 回委員会の進め方について 3)7 月以降 10 月までの予定について 4)現地視察について 5) 庶務からの報告	P16

琵琶湖部会 検討会	第3回	2006.06.22	14:00~ 17:00	コラボしが 21	1) 平成 17 年度事業進捗状況点検項目への意見交換 2)意見作成に向けた今後のスケジュール 3)その他	受付 配布
利水·水需要管 理部会	第7回	2006.06.25	13:30~ 16:30	国立京都 国際会館	1) 平成 17 年度事業進捗状況の点検について 2) 水需要管理に向けて 3) その他	P17
住民参加部会	第9回	2006.06.26	10:00 ~ 13:00	国立京都 国際会館	1)平成 17 年度事業進捗状況の点検について 2)その他	P19

淀川水系流域委員会 第 50 回委員会 (2006. 4. 24 開催) 結果報告

2006.5.10 庶務発信

開催日時

2006年4月24日(月)13:30~16:10

場所

みやこめっせ 1階 第2展示場D

参加者数

委員 21 名、河川管理者 19 名、一般傍聴者(マスコミ含む)191 名

1. 決定事項

・部会長は、5月の地域別部会で河川管理者から説明して頂く整備内容シートを選び、河川管理者に伝える。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて経過報告がなされた後、河川管理者より委員異動について「嘉田委員から委員辞任の申し出があり4月18日付で委員委嘱を免じる辞令を交付した」との報告がなされた。

3. 審議の概要

①ダム等の管理に係るフォローアップについて

河川管理者より、審議資料1「ダム等の管理に係るフォローアップについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・規約第2条(4)には、整備計画が策定されるまでは法律や要領に準じて再評価・事後評価を行うとしているが、「準じて」とはどういう意味か。また、評価しなければならない事業の総数はどれくらいなのか。
 - ←整備計画が策定されるまでの再評価・事後評価は、事後評価監視委員会が権限を持っており、事業 評価監視委員会から意見を頂く。事後評価監視委員会が審議を行うにあたっては、これまでの流域 委員会での審議を踏まえた審議を行う。これを「準じて」としている。整備計画策定後は、事後評 価監視委員会の権限が流域員委員会に移行する。再評価・事後評価の具体的な数は、今年度はあっ たとしても1~2件程度だろう。正確な数字は改めてお示ししたいが、何十件もあるものではない (河川管理者)。
- ・フォローアップ制度での事業中のダム (丹生ダム等) の取り扱いはどうなるのか。
 - ←フォローアップ制度は、管理に移行したダムを対象としている。事業中のダムは再評価の対象になり、事業評価監視委員会にて流域委員会の審議を踏まえて再評価を行っている(河川管理者)。

②河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて

河川管理者より、審議資料 2-2「河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・事業の全体像として、どこに目標を置き、どの程度達成されているのかがわかりにくい。追加的な説明 資料を請求してもよいのか。
 - ←必要な追加資料は用意する。どういった資料が必要なのか、ご意見を頂きたい(河川管理者)。
- ・整備内容シートは地域別部会で審議するとのことだが、利水に関する事業はどうするのか。
 - ←「住民参加」も同様だが、共通する事業や技術的な問題についてはテーマ別部会で検討し、各地域 に関連する事業は地域別部会で審議をお願いしたい(委員長)。
 - ←例えば、河川レンジャー制度に関しては、地域別部会では各河川事務所での取り組みを説明してもらい、住民参加部会では制度の改善等について検討していく必要がある。
- ・現地視察は可能なのか。整備内容シートは適宜更新されるのか。
 - ←必要であれば現地をご覧頂きたい。整備内容シートは適宜更新していくが、今回、進捗点検にあたってご意見を頂く時点としては、本日説明した整備内容シートに対してご意見を頂きたい(河川管理者)。

③琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑

河川管理者より、審議資料3「琵琶湖水位の移行操作(試行)とその結果について」を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・新旭町や湖北町でフナ類の産卵数が平成16年度と平成17年度で大きく違っているのは何故か。
 - ←原因はまだよく分かっていない。一般的にフナ類は降雨後に産卵するとされており、昨年度は降雨が少なかったために産卵機会に恵まれなかったのではないか。昨年度は十分な結果が得られなかったので、今年度の結果を見た上で水陸移行帯WGに検討して頂きたいと考えている(河川管理者)。
 - ←地域による生残率の違いは、おそらく湖岸形状の違いによるものだろう。新旭町は湖岸形状が凸凹

していて陸地側に水が貯まりやすいため、水位が下がっても完全に干上がることが少なく、生残率が高い。湖北町は凸凹が乏しいため、干出面積が大きくなり、生残率が高くならないと思われる。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

- 一般傍聴者からの意見聴取がなされ、2名から発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・整備内容シートに、委員や一般の意見が反映されていないのは、消極的すぎるのではないか。例えば、 堤防の越水対策について何度も意見を述べてきたが、整備内容シートには盛り込まれておらず、取り組 みの進度も全く見えない。新たに出てきた問題についても、新しい項目として盛り込んで欲しい。
- ・流域委員会を企図した3人の河川管理者は、改正河川法を積極的に解釈したのみならず、その限界を超えてしかるべしと考えていた。今後何ヶ月間は、提言「新たな河川整備を目指して」の高い志を実現できるかどうかの正念場となる。委員には、彼らの思いを改めて思い起こして頂きたい(参考資料1 No.695)。また、パンフレット「新たな河川整備を目指して」P19~22 の基礎原案に対する委員会意見書の取り扱いは、重要な指摘を抹消し、河川管理者の責任を和らげるような表現に変え、委員会の重みのある意見を省くように意図されているように思える。他にも、「浸水被害の軽減」が「解消」となっていたり、「軽減」が「解消」に書きかえられている箇所がある。委員会の対応が必要だ。

5. 「一般からの意見提出、および一般傍聴者からの意見聴取の方法」についての意見交換

住民参加部会長より、意見交換資料 1 「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて、今後の流域委員会における一般からの意見提出と配布、および一般傍聴者からの意見聴取に関する提案について説明がなされた後、傍聴者を交えた意見交換がなされた。主な意見交換は以下の通り(例示)。

- ・一般意見を規制するつもりは全くない。「委員会としていかに一般意見を参考にすればよいか」という のが、今回の提案の意図だ。委員会としてふさわしい一般意見の取り扱いについて検討してゆきたい。 特にはじめて来られた一般傍聴者のご意見を聴きたいと思っている。本日頂いたご意見やアンケート結 果を踏まえて運営会議で最終案を検討し、次回の委員会で諮りたい。承認されれば、次々回の委員会か ら実行する(委員長)。
- ・委員会への意見提出ルールとして、「A4で3枚(6ページ)」となっているが、1人3枚なのか、1項目3枚なのか。また、委員の意見提出も一般と同じルールなのか。
 - ←委員の意見提出も一般も同じルールだ。「1項目あたりA4で3枚」だと考えている。何項目にも わたって意見を出せるのであればぜひ出してもらいたい(委員長)。
- ・委員会の提案は、「一般傍聴発言希望記入用紙に書かなければ発言できない」とも読めるが、他人の意 見に触発されて急に意見を言いたくなる場合もある。機械的な対応ではなく、柔軟な対応が必要だ。
- ・委員会の提案は、実質的には一般からの意見提出の制限になる。「A4で3枚以内」では意見を出しにくい。枚数制限にいったいどれほどの意味があるのか。また、資料には「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障を生じている」という記述があるが、具体例を挙げて頂きたい(一般傍聴者)。
 - ←参考資料1には重複する意見もあった。「過去の資料を参照してください」という但し書きでよかったではないか。枚数制限は意見の中身にもよる。今回の提案は「原則」としてのお願いだ(委員長)。
 - ←委員会には、流域住民の意見を積極的に採り上げていく姿勢が必要だ。重複配布資料については、 河川管理者も同じ資料を何度も配付しており、配布方法で改善できる(案内はがきによる事前連 絡)。積極的に一般意見を採り上げるための提案がないまま、意見提出を制限すべきではない(一 般傍聴者)。
- ・参考資料1には意図不明の意見が提出されている。意見提出者にも資料の説明責任がある(一般傍聴者)。 ←河川法改正は、住民意見の反映が趣旨だが、実現できていない。本省での議論が報告されておらず、 住民への説明責任が果たせていない。そういうこともあり、一般意見として新聞記事等を提出して いる。参考資料1として掲載するかどうかは、委員会と庶務で選定すればよい(一般傍聴者)。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容 については、後日公開される議事録をご参照下さい。

第2回利水·水需要管理部会検討会(2006.5.11 開催)結果報告

2006.5.26 庶務発信

開催日時

2006年5月11日(木)13:30~16:20

場 所

京都会館 会議場

参加者数

委員9名 河川管理者19名

1. 決定事項

・次回の部会検討会は、6月13日(火)13:30~16:30で開催する。

2. 検討の概要

① 配付資料 1-1「水需要予測の方法と見直し状況」の説明と意見交換

河川管理者より資料「水需要予測の方法と見直し状況」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇水需要予測の方法および結果について

- ・大口の水道事業者の一覧表を作って、淀川下流域全体の水需要予測の概要を示して欲しい。大阪府営水 道だけでは、全体像が見えてこない(部会長)。
- ・水需要予測の精度はどの程度なのか。過去になされた予測と現在の結果を照らし合わせて比較している のか。
 - ←現在まではやっていない。フルプラン見直しの中で検討させて頂きたい(河川管理者)。
 - ←水需要予測に対しては不信感がある。過去の予測と平成17年の実績を比較した結果を示して欲しい。また、負荷率にも問題がある。安全側に予測すれば、当然、お金がかかる。水道事業者には、国民に迷惑をかけているという点を自覚して欲しい。
- ・給水量は漸減傾向にあるにもかかわらず、将来の水需要予測は増減しているのはなぜか(資料 1-1 シート 27、28)。また、工業用水の新規立地見込水量もほとんどが工場等の移転によって生じたものであり、最終的には相殺されるのではないか(シート 48、49)。あまりにも安全側にとりすぎた予測だ。
- ・福岡や高松では、自治体が節水型機器を積極的にアピールしている。大阪の状況を説明して欲しい。
- ・「利水安全度 78%」は近畿地整が示した数値だが、これは重要な数値なので、改めて説明をお願いしたい(資料 1-1 シート 33)。
- ・「利水安全度が78%まで落ちている」という言い方だけでは駄目だ。河川管理者は、水利権許可を出す際に「基準渇水流量に対して多いか少ないか」という判断をしている。基準渇水流量は時代とともに変わってもよい。基準渇水流量の改定を考えてはどうか。
- ・渇水時の水道の使用制限について示して欲しい。「渇水時には、取水制限をしたとしても、水道の使用制限がなければよい」という考え方もある。
 - ←過去の渇水年にどのように水が使われていたのか。その時の状況と今後の需要量を比較することが 重要だ。個々の数値を検討してどれほどの意味があるのか、疑問だ。

〇今後の河川管理者の取り組みについて

- ・河川管理者は、水道事業者の数値をそのまま受け止めるだけではなく、自ら水需要を把握していく事が 重要だ。水道使用量の減少・増加要因に関しては、メーカーが取り組んでいるだけで、行政は何もして いない。政策としてやればもっと劇的に変わる(例 燃費による自動車税の優遇処置)。今後も積極的に 進めて欲しい。
- ・これまでは「議会・知事の承認を得たもの」ということで水道事業者から出された数値がそのまま認められてきた。河川管理者にとって非常に難しいとは思うが、今回のフルプラン見直しの機会を活かして欲しい。
- ・河川管理者が説明してきた「異常渇水」と「利水安全度低下」に対して、「水需要管理」で対抗できるのかどうか。幸いにも淀川水系には琵琶湖があり、水がある。水需要管理が本当に実現できるのか、この流域で試行していかないといけないと考えている。
- ・水需要管理に関する提言を流域委員会から頂き、河川管理者も模索しているが、まだ全体像が見えていない。一方で、水道使用量の将来予測は自治体の権限であり、「数値が多い・少ない」といった議論するのは難しい。ただ、水需要予測の手法について、精査すべき点や精査すべきデータが何なのか、ご意見を頂くと河川管理者も進めていきやすい。個々の数値について検討するよりも「考え方をこうすべき」「こういう要因を検討すべき」というご意見が頂ければと思っている(河川管理者)。

- ←取水制限と水道制限の具体的な内容や「なぜ上位1日平均給水量を0.78で割るのか」(資料1-1 シート34) といった点を指摘していかないといけないということだろう。
- ←そのためにも、過去の渇水年にどのように水が使われたのかを検討することが重要になってくる。
- ・各ダムの運用を検討するためには、流入放流量を見るよりも、貯水量を見てもらう方がよい。ダム操作 規則に従った操作した結果、どのように水が貯まっているかを説明させてもらいたい(河川管理者)。

② 平成 17 年度事業進捗点検内容についての説明と意見交換

河川管理者より、資料 1-2「水需要抑制の取り組み【H16年度】」について説明がなされた後、意見交換がなされた。

- ・CMの効果はあったのか。費用対効果を示して欲しい。
 - ←CM やTV の効果は判断しにくい。モニター結果は資料 1-2 の最終ページに示している(河川管理者)。
- ・河川管理者には積極的に取り組んでもらっているとは思っているが、その一方で、各水道事業者は内心ではたくさん水を使って欲しいと思っており、それぞれ全く逆のことを考えている。河川管理者には、水道事業者の協力を得てやっていく方法を考えてもらわなければ、水需要抑制の効果は出にくい。
 - ←河川管理者は、現在の権限の中で前向きに検討しながらも、現時点で発表できるのは配付資料 1-2 の内容にとどまっている。今後、河川管理者に何ができるのか、何をしていくべきなのか、具体的な意見を述べるが委員会の役割だ。政策課題と考え、事業として推し進めないと水需要抑制は実現できない。
- ・平常時の水使用量は漸減しているので、このままでよいとは思うが、「取水制限のような危機的な状況で何が起きていたのか」「利水安全度 0.78 で割る理由(配付資料 1·1 シート 34)」等が重要になってくる。
 - ←河川管理者としては、利水・水需要管理部会のテーマは2つあると思っている。1つめは「大規模な渇水時の対応」、2つめは「水需要抑制の取り組み(渇水時以外の取り組み)」だ。「水の使用量は自然に漸減しているからこのままでよい」という考えでは駄目だ。河川管理者はもっときちんとやらないといけないと思っている。平常時の水の使用量が減れば、琵琶湖の水位変動は減り、ダムの運用を自然の流況に近づけることもできる(河川管理者)。
 - ←河川管理者には、これまでの取り組みを「平素の節水が一般の方の意識に届いたかどうか」という 視点で検証して欲しい。
 - ←日常的な水需要抑制について流域委員会は提言を出したが、具体的な手法については今後検討する という記述にとどまっている。雨水利用や中水利用も施策として検討されたが、これらが実現可能 なのか。突っ込んだ意見を言っていかないといけない。
- ・河川管理者が作成した節水ポスター(人間のためだけの水ですか?)はよくできている。

③ 今後の検討の進め方

今後の利水・水需要管理部会での検討の進め方について意見交換がなされた。

- ・具体的な課題を整理して、議論のたたき台を作成した(その他資料2)。今後、まとめ作業に入るので、 たたき台に対するご意見を頂きたい(部会長)。
 - ←水需要管理に関する報告書作成は、非常に厳しい作業になるとは思うが、ぜひお願いしたい。利水に関する整備内容シートへの意見も利水・水需要管理部会で担当して欲しいと考えている(委員長)。
- ・次回の検討会では、河川管理者が選定した整備内容シートの点検項目に関する説明の他、ダム統管からの説明(利水における統合管理の実態)をお願いする。地域別部会と審議の重複があっても構わない。 河川管理者が選定した4つの項目については、利水・水需要管理部会で先行的に議論する(部会長)。
- ・会議の開催回数が限定されているのであれば問題だ。部会の検討がどう進んでいくかが大切ではないか。
 - ←昨年度末、これまでの委員会活動の反省を行って頂いた結果、年間計画を持たずに必要に応じて随時会議を開催するというこれまでのやり方を見直し、年間計画を決めて進めていくことになった。 予算の総額はおおざっぱに言って昨年度並みを用意しているが、予算枠内で各会議の仮の開催回数を示した。公開会議の非公開会議への振り替え等をして頂いても構わない(河川管理者)。
 - ←「予算枠で委員会の活動を制限するのはおかしい」というのは正論だが、できるだけ予算枠に協力 する。もし会議数が足りなくなれば、陳情したい(委員長)。

淀川水系流域委員会 第 70 回運営会議(2006. 5. 17 開催)結果報告

2006. 5. 29 庶務発信

開催日時

2006年5月17日(水)17:00~20:10

場 所

京都センチュリーホテル 3 F 醍醐

参加者数 委員 9 名 河川管理者 3 名

1. 決定事項 および 検討事項

① 平成 17 年度事業進捗の点検の進め方について

事業進捗点検の結果を当該年度事業に反映するために、6~7月を目標にして「平成17年度事業の進 渉点検についての意見書」を提出することが確認された。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・河川管理者から地域別部会で説明して頂かない事業に対して、意見を言う必要があるのではないか。
 - ←委員には、前もって整備内容シートをお渡して、地域別部会で説明する事業項目を選定して頂いて いる。毎年、全事業に対して意見を言うためには、膨大な作業が必要になる。意見書を頂くのはあ りがたいが、事業進捗点検の結果を当該年度の事業に反映するためにも、効率性を考えて、対象事 業を絞った方がよいのではないか(河川管理者)。
 - ←流域委員会は、河川管理者と委員で選定した事業への意見を述べる。他の事業(特に選定されなか った「実施項目」)についても、できるだけ意見を述べるようにしたい(委員長)。
- ・前回の意見書は、各地域別部会の重点項目を対象に、委員で分担を決めて意見を書いて頂いた。意見に は「いくつかの個別意見を代表者がまとめた意見」「議論した結果としての意見」「委員個人の意見」と いろいろなレベルがあるので、分かるようにして頂きたい(河川管理者)。
- ・現地視察も必要だろう。選定項目に絞った視察でよいのではないか。
 - ←淀川部会の範囲であれば、1日で視察可能だ。視察後に委員の検討会もできる(河川管理者)。
 - ←現地視察は必要に応じて開催する。各地域別部会で検討して欲しい(委員長)。

② 第 51 回委員会について

上記①の通り、「平成17年度事業の進捗点検についての意見書」を7月を目標に提出することが確認さ れたことを受けて、6月3日に予定されていた第51回委員会を7月6日(木)に延期することが決定し た。また、6月の検討会・部会開催スケジュールについても決定した。主なスケジュールは以下の通り。

- ・全地域別部会検討会 6月3日(土)10:00~19:00(地域ごとに時間を区切って検討。猪名川10:00 ~11:30、木津川上流 12:30~14:00、淀川 14:30~16:30、琵琶湖 17:00~19:00)
- 第3回利水·水需要管理部会検討会 6月13日(火)13:30~16:30
- 第3回木津川上流部会検討会 6月17日(土)14:00~17:00
- ·第2回淀川部会検討会 6月19日(月)16:00~19:00
- ・第2回水位操作WG検討会 6月20日(火)13:30~16:30
- 第2回琵琶湖部会検討会 6月22日(木)14:00~17:00
- ・第7回利水·水需要管理部会 6月25日(日)13:30~16:30
- 第9回住民参加部会 6月26日(月)10:00~13:00

③「一般から意見提出と配布、および一般の傍聴者からの意見聴取の方法」について

「一般から意見提出と配布、および一般の傍聴者からの意見聴取の方法」について、第50回委員会に て実施されたアンケート結果等を参考にして審議が行われた結果、下記の通りに決定した。

・住民参加部会検討会(5/25)にて、アンケート結果等を再度検討して、最終案を作成する。最終案を第51 回委員会で諮り承認が得られれば試行的に実施する。試行期間中に問題が生じれば、修正する。また、 試行期間中は一般傍聴者へのアンケートを実施して意見を頂く。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第2回木津川上流部会検討会(2006.5.18) 結果報告

2006.6.1 庶務発信

開催日時: 2006年5月18日(木)16:00~19:00

場 所: 名張シティホテル 3F 天平・白鳳の間

参加者数: | 委員8名 河川管理者(指定席)10名 一般傍聴者79名

1. 決定事項: 特になし

2. 報告の概要: 庶務より報告資料1~3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要

① 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料「河川整備計画進捗状況報告項目」を用いて説明がなされた後、委員との意見 交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇計画-1-1 河川レンジャー

- ・河川管理者から「河川レンジャーはボランティアでよいのではないか」という説明があったが、ボランティアとは「強制されない」という意味で、「無償・有償」とは関係がない。最近はボランティア活動であっても一定の費用を支払うのが基本的な考え方となっている。明確な見解を述べておいた方がよい。
- ・各河川事務所によって制度の中身や進捗状況に差があるが、共通する成果や課題が出てきているだろう。これらを報告して頂いた上で、地域特性を踏まえた河川レンジャー制度のために何を検討すべきなのかを報告して頂ければ、委員側もより具体的な意見が言える。次の機会にお願いしたい。
- ・委員会の「河川レンジャーは河川管理者から独立した立場で活動する」という提案を配慮いて欲しい。
- ・河川レンジャーの役割・地位、身分、報酬等の基本的な事項については河川管理者で検討を進めているとのことだが、これらは、若い人に積極的に取り組んでもらうためにも保証されるようにすべき。

○環境-3-10 縦断方向の河川形状の修復の実施

- ・魚道改善について、堰の管理者(電力会社等)に働きかけているとのことだが、例えば、条例のような 強制力を持った推進のテコとなるような方法がないのか。
 - ←現段階では「指導」「助言」までが河川管理者になし得ることであり、「命令」の権限はないと考えている。洪水時の危険性があるのであれば、改善命令を出すことはあり得るが、環境面から「魚道をつくれ」という命令をしたことはない(河川管理者)。
 - ←木津川上流の慣行水利権だけで 13m3/s 程度の取水量になると思う。 魚道について考える際には、流量についても示さないといけない。 慣行水利権の許可水利権への切り替えまで含めた議論が必要だ
- ・ハーフコーン魚道等の新たな手法がこの流域で実現できるかどうかを検討して欲しい(部会長)。
- ・本日の説明で実態を表す具体的な数値(遡上率)が示されたことは評価できる。魚道が機能するように、 河川管理者が取り組んでいくべきだ。

○環境-9-1 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討

- ・基礎案にて「活性炭処理やオゾン処理をしていることを鑑みて、環境基準を達成していることに満足せずに、水質改善に向けた意識改革が必要だ」としている点は評価できる。原水管理が非常に重要だ。 その対策として総負荷量管理に向けた取り組みがあげられているが、「河川水質予測モデルイメージ」 を定量的に示すことができれば、説得力を持ったものになっていくと思う。
- ・抑えにくい汚染源をすべて市民負荷や面源汚染源に求めるのは危険だ。河川水質予測モデルの信憑性 の基準のポイントになっていく。水質予測モデルができた後に、実際に総負荷量の制御が可能なのか、 住民や NPO とともに推進できるのかといった検討と報告もお願いしたい。
- ・下水道整備の進捗には時間を要するとしても、下水道整備等のハード対策も重要だ。また、田畑と畜 産に関連して、農林水産省等の他省庁との連携にも力を入れてもらわないといけない。

〇環境-12-4 既設副ダムの継続活用

- ・フラッシュ放流はダム湖水質改善を目的としたものなのか。フラッシュ放流のマイナス面はないのか。 これまでに排除した堆砂は全体の何割程度なのか。
 - ←副ダムの上流で栄養源を沈降させ毎年浚渫して活用している。このうち、よい部分の砂を下流に置いてフラッシュ放流している。これは土砂の連続性確保のためのトライアルだ。布目ダムの堆砂容量は 100 年で 190 万 m3 を計画しており、約 15 年間で 31 万 m3(16%)堆砂した。上流の副ダムからの浚渫($4\sim5\%$)効果と合わせて、ほぼ計画通りに進んでいると考えている。(河川管理者)。
- ・ダムによる土砂の連続性遮断問題は解決の目処がついたという河川管理者の発言が目立ってきている

- が、そうは思わない。まだ解決できていないという認識で取り組んで欲しい。
- ・副ダムでどの程度リンが沈殿したのかを明らかにしなければリンの沈殿機能が大きいとは言えない。 また、フラッシュ放流のマイナス面を検討するため、下流のシルトの濁りについて検証すべきだ。

〇環境-17-5 オオサンショウウオの生育環境を保全する

・環境容量を考えた上でオオサンショウウオを移転するというのが本来の順序ではないか。現状は同時 進行になってしまっている。なぜこの順序で試験を進めているのか、疑問に思う。

〇治水-1-1-3 水害に強い地域づくり協議会

・現段階では「かけ声あわせ」だと感じた。水害に強い地域づくり協議会としてさまざまな知恵を結集 するなら、具体的なアイデアづくりをして欲しい。草津市は公共施設での浸水対策を義務づける条例 を制定するが、このような具体的な施策に反映されることを目標とした検討をして欲しい。

〇治水-5-1 上野遊水地事業

- ・検討が杜撰だ。相変わらず氾濫量で、しかもHWLを超えたら氾濫するという条件で計算をしており、 実態を現していない。越流堤延長4kmを越流係数で計算していると思うが、やはり水面形計算をし ないといけない。また、肝心の模型実験がなされていない。遊水地をどう配置すればどの程度洪水が カットされるのかを岩倉峡の入り口でチェックすべきだ。岩倉峡のHQ問題も未解決のまま。
 - ←越流堤の構造は決定したわけではない。今回は、上流に貯水施設を設けずに最大限遊水地を活用するためにいろいろなケースを検討した。まだ、越流程の諸元は決めていない。決めるときには、さまざまな検討を行った上でしっかりと決めていきたい(河川管理者)。

〇維持-3-1 樹木の伐採と管理、維持-3-7 河道内堆積土砂等の管理

- ・淀川の下流域では原野性の植生が本来の姿だと考え、伐採のマニュアルを作成している。伐木基準も 過去の基準とは違ってきている。現在の伐木基準を設定していくべきだ。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取:6名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・木津川上流河川事務所は、岩倉峡流下能力検討会の答申内容(マニングの粗度係数 n=0.0375 程度を採用するのは適切である)に反し、何の理由も示さずにもともと使ってきた n 値 0.045 に相当する水位流量曲線にこだわっている。流域委員会はこの理由を求め、徹底的に検討して頂きたい。また、川上ダム調査所がまとめた川上ダム治水利水計画検討調査報告書治水計画編平成3年3月版にて、川上ダム上流域の基本高水の検討を行っているが、ピーク流量1100m3/sのハイドログラフに対し、時間雨量を示すものが一切備わっていない。さらに、対象降雨としている昭和36年豪雨は川上ダム近辺の観測としては流域外である阿保測候所の2日間総雨量347mmが実績であり、河川管理者の川上ダム上流域平均2日間総雨量を344mmとしているにもかかわらず、根拠のない実績雨量421mmを対象降雨として一律に引き延ばし、ピーク流入量を1100m3/sとしている。今回情報開示された木津川上流降水検討資料の昭和36年豪雨川上ダム上流域平均2日間総雨量の実績値は、従来の発表と比べ77mm、22.4%もかさ上げされている。異常に過大な基本高水を創作する非科学的欠陥検討に対し、委員会の正確な判断に基づいた審議を強く要望する。
- ・川上ダムの利水は伊賀市の 0.3m3/s だけだ。伊賀市水道部や三重県企業庁と詰めた協議をすれば解決法 は見いだされる。ダムのあるなしで「水害に強い地域づくり協議会」の活動内容も変わってくる。大滝 ダムの地滑りも対岸の火事と思わずに、川上ダムについても検討して欲しい。
- ・オオサンショウウオの郷土史的な研究が行われていない。環境も含めて全ての個体を移転しなければ意味がない。「移転した生物が何匹生き残ったか」という調査では生態系全体を保全することにはならない。 また、他の水生生物についても調査をしているとのことだが、定量的な調査がなされていなければ、比較できない。
- ・小泉川の魚道を見学してきた。2m近くあった堰が改修された。木津川上流では、堰の管理者が改修を 了承していないという話が出ていたが、施設管理者に見学をしてもらってはどうか。
- ・ドイツでは上流の治水安全度を上げすぎたために下流域で被害が起きており、これを見直して、遊水地 で溢れさせるという方向に転換した。川上ダムは岩倉峡がある限り、下流への直接的効果がない。遊水 地機能を高めて、それ以上は流域対応でカバーするべき。提言実現のためには、上野地区の治水対策を 見直すべき。
- ・河川管理者が魚道問題に必要性を認めれば、本省まで意見を持っていくべきだ。桂川上流でも河川整備が行われているが、三面張の河川になり生態系がつぶされてしまっている。整備内容まで含めて見直すべき。

[※]このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 31 回猪名川部会 結果報告

2006.6.1 庶務発信

開催日時: 2006年5月20日(土)16:00~19:00

場 所: | 中央会館 ホール

参加者数: ▼委員8名 河川管理者(指定席)8名 一般傍聴者31名

1. 決定事項: 特になし

2. 報告の概要: 庶務より報告資料1~3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料「事業進捗状況報告項目についての整備内容シート」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇計画-1-1 河川レンジャー

- ・猪名川流域に河川レンジャーの活動拠点がないのは寂しい。ぜひ検討して欲しい。
- ・猪名川の河川レンジャーの特色はどこにあるのか。清掃活動だけではなく、猪名川に残された残り少ない自然環境保全を考えた活動をお願いしたい。
 - ←ゴミが目立つため、試行活動としては、清掃活動が比較的多くなっている。今後は、迷惑行為の 改善やハザードマップの周知といった部分に関して、河川管理者と住民の方々の間に立ってうまく コーディネイトして頂ければと思っている(河川管理者)。
- ・猪名川での河川レンジャー試行は遅れているが、これを逆手にとって、他の事例を見ながら、より良い制度を作って欲しい。特に、他流域の河川レンジャーとの交流を定期的に進めて欲しい。
- ・報酬や責任、権限等についても整備内容シートに書き込んでもらった方がよい。「河川レンジャーは 無償ではなく、報酬や身分が保障されて初めて成り立つ」という委員意見も出されている。案でもよ いので、もう少し内容に分かる記載をお願いしたい。
 - ←運営要領の案はあるが正式には決定していない。試行を行いながら意見を頂いていく(河川管理者)。

○環境 2-15~16 横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂地区、下河原地区)

- ・下河原地区の人工ワンドは、造園的な設計が強すぎる。箕面川の野草見本園は洪水で流されてしまった。草の管理はできないので、物理環境に応じた植生を期待しないといけない。河床を切り下げて冠水帯にするといった発想でおおらかな地形を作って欲しい。
 - ←ワンドの機能が実現できていない。3~4つのワンドを展開していってほしい。
 - ←下河原地区には、ワンドを複数作る余裕はないのではないか。
 - ←堰の左岸側に大量の土砂の仮置場がある。ハリエンジュの林もあったが伐木した。この付近の横 断方向を切り下げて平坦化し、澪筋を広げる方向でもよいのではないか。
- ・親水環境も大切だが、生き物が育まれる生物環境も重要だ。構想(復元再生)の一部分を人が利用しているという位置付けが必要だ。当初の目標が実現できているか、モニタリングによって確認できているのか。
 - ←生物調査を行い、環境学習としても利用しているが、学術的な評価まではできていない。今後、 モニタリングをし、その結果をふまえて検討していきたい(河川管理者)。
 - ←せせらぎ水路をこの地域の生物にとっても良い環境にしていってはどうか。「横断方向の河川形状の修復」を目標としている事業にしては限定的すぎる。

○環境-3-8~9 縦断方向の河川形状の修復の実施

- ・大井井堰は落差が少ないので少し改善すれば魚が遡上できるようになるのではないか。落差の大きい堰(池田床固等)はいずれ改造してもらう必要がある。余野川の合流点は時々瀬切れが発生するが、無理をして水を補給する必要はない。
- ・猪名川は海からの連続性が保たれている。魚道が魚の遡上をどれだけ阻害しているのかを具体的に調 査検討をした上で、堰や魚道の検討をするべきだ。天然のアユが遡上できるような川になればよいと 思っている。魚道のWGを組織して実態を把握していかないといけない。
 - ←水辺の国勢調査をしてはいるが、堰が魚類の遡上にどのような影響を与えているのか、十分な調査ができていない。調査した上で対策の必要性について検討していきたい(河川管理者)。

〇環境-17-11~13 生息・生育環境の保全と再生の検討(高田地区、東園田地区、北河原地区)

・高田地区のヨシ原を良好に維持するには、寄州の地盤高を切り下げるべきかもしれない。

- ←切り下げによって環境が良くなり、さらに安全度も高まるやり方があれば、そういう形で進めていきたい(河川管理者)。
- ・環境に関する項目は自然環境委員会で諮られているが、相当な項目数になっているのではないか。
 - ←昨年度の自然環境委員会では、余野川ダムの代替案である河道掘削の影響等について議論した。 河川管理者の準備も不十分だったこともあり、縦断・横断方向の河川形状の修復の検討が十分に は議論できていない。今年度は取り組んでいきたい(河川管理者)。

〇環境-17-19 外来種対策の推進

- ・外来種の取り組みはアレチウリ対策が中心のようだが、ハリエンジュ、ニセアカシア、トウネズミモ チ等への取り組みはどうなっているのか。ハリエンジュは将来のためにも徹底して伐木すべきだ。
 - ←倒木対策と同時に付近一帯の群生を伐採した。その後、治水上の影響がないため、今後の対策については方針が立っていない。外来種対策として方針を検討していきたい(河川管理者)。

〇治水-1-1-4 水害に強い地域づくり協議会

- ・猪名川ではハザードマップが先駆的に作られた。しかし、等高線毎に色を塗り分けているだけで、実際にマップを見た市民は迷ってしまう。作り方を工夫して欲しい。
- ・内水排除ポンプの運転調整について、わかることがあれば教えて頂きたい。
 - ←破堤を回避するためには、内水排水ポンプを停止するという苦渋の選択をしなければならない。 あらかじめどういう状態でポンプを停止するのかを決めておこうということだ(河川管理者)。
 - ←内水排水ポンプの操作ルールを住民と共有できるのか。
 - ←住民への周知についても専門部会で議論していく。まずは、自治体との調整を進めたい(河川管理者)。

〇治水-3-5 堤防補強(猪名川)

・河川管理者はいまだに越水対策をとろうとしない。堤防補強のために大規模な工事をしているが、堤防の 芯を入れ替えた方がよいと思う。特に藻川と猪名川に囲まれた地域は閉鎖性氾濫域なので絶対に破堤して はいけない地域だ。こういった地域では住民の不安に対応するためにも越水対策を考えていくべきだ。

〇治水-7-4 川西池田地区の築堤を実施

- ・このまま事業を進めてもらえばよい。ただ、絹延橋上流の無堤区間の護岸がコンクリートで固められ、 植生が全く育たない。何とかして欲しい。
 - ←かなりの部分が完成しているが、できる範囲で環境に配慮していきたい(河川管理者)。

〇利用-2-1 河川保全利用委員会

- ・淀川等では占有許可の更新時の条件について具体的に議論しているが、猪名川ではどう扱っているのか。総論だけではなく、「更新期間を3~5年にする」等の具体的な話を並行して進めていかないといけない。
 - ←当面は「河川の利用の在り方」といった全体的な議論をしていくという方針で進めている。共通の認識ができてくれば、個別案件について意見を頂けるのではないかと考えている(河川管理者)。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取: 2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
 - ・元委員が「高水敷の切り下げを主張しすぎた」とコメントしていた。「河川管理者は水平に切り下げてしまっているので、緩傾斜の切り下げが必要だ。猪名川の利用状況を現状のままで切り下げを進めると淀川のようになってしまう危険性が高い」ということだった。猪名川の河川利用委員会は丸2年経つが、この間に占有許可がおりている箇所もある。占有許可を出す時に河川管理者は「次回の更新は難しい」といった話をしたのか。また、余裕高が 40cm しかない箇所があるにもかかわらず越水対策も進んでおらず、実験のめどもよくもわからない。河川管理者には新しい河川整備を実践していこうという意志を求めたい。
 - ・なぜ大阪市内で会議を開いたのか。流域住民が参加するためにも猪名川流域で開くべきだ。

以上

※このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 34 回淀川部会 結果報告

2006.6.12 庶務発信

開催日時: 2006年5月28日(日)13:30~16:15

場 所: 京都リサーチパーク 西地区4号館 バズホール

参加者数: □委員 12 名 河川管理者(指定席)13 名 一般傍聴者 52 名

1. 決定事項:特になし

2. 報告の概要: 庶務より報告資料1~3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料1「淀川水系河川整備計画進捗状況報告(淀川部会)」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇計画-1-1 河川レンジャー

・住民参加部会で取り扱うので、淀川部会では重点的には取り扱わないが、意見があれば頂きたい(部会長)。

○環境-2-2 横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)

- ・審議資料 1 P8 「楠葉ワンドの魚類の変化数」をどう評価するか。シロヒレタビラやイチモンジタナゴの復活がゴールだろう。琵琶湖の内湖も同じような状況にある。「氾濫源」という同様の生息条件を有しているので情報交換をしていく必要がある。
 - ←ワンドの環境を復元することで過去に生息していた生物が復活するのではないかと期待している。また、2枚貝やオグラヌマガイの復活も目標となっている(部会長)。

〇環境-5-1 水位操作の試行と実施(淀川大堰上流)

- ・審議資料 1 P14 の「魚類(コイ・フナ)の産卵への影響」のグラフの意味が分からない。P15 の 2 枚貝の侵入状況は、放流によるものなのか、自然に侵入したものなのか。
 - ←P14のグラフは左右で横軸のスケールが違っている。見にくいため拡大図をお渡しする。P15 2 枚貝については、自然の状態で侵入してきたものだ(河川管理者)。
 - ←琵琶湖の水位を考える際にも関係してくるので、淀川大堰の水位操作試行に関する報告書を水位 操作WG委員に送って欲しい。2枚貝の侵入に関するデータについても資料を送って欲しい(部 会長)。

〇治水-1-1-1 水害に強い地域づくり協議会

- ・ハザードマップをすぐに捨ててしまわないような工夫を考えないといけない。街のあちこちにハザードマップを置いて欲しい。浸水深や浸水域をすべての電柱に記入しておくのも1つの方法だろう。
- ・マップには避難場所と避難経路がセットで記載されているのか。
 - ←避難所は示されているが、「ここの人はここに避難する」と決まっているわけではない。協議会でも課題になっている(河川管理者)。
- ・地震の避難場所について、自治体はPRしている。タイアップして住民に周知してはどうか。
 - ←河川管理者から氾濫域を市町村に示し、これを元に市町村が作成している。モデル的に開催した住民 勉強会は、市町村の「やってみたい」という話を受けて開催した。主体は市町村にないといけないと 考えている。よい事例になったので全市町村に紹介してやっていこうと考えている(河川管理者)。
- ・避難の呼びかけが迅速に行われるかどうかが問題だ。家族単位での災害への意識を広めていくために も、被害を受ける地域の学校でハザードマップを子どもたちに伝えていく必要がある。
 - ←学校でマップを配布して話をする時間が設けられるかどうか、市町村と相談したい(河川管理者)。
- ・地下街避難のための整備が重要になってくる。地下街管理者が避難態勢を整えることになっているが、これだけでは不安。さらなる取り組みが必要だ。地下街での避難訓練は成功させなければならない課題だ。
 - ←大阪の地下街については、昨年のシンポジウム等で議論をしたことはある。具体的にどうしていくかはこれからだ。時間はかかるが進めていきたい。地下街管理者によれば、どのタイミングで「地下街に入るな」と告知するのか、タイミングが難しいということだった(河川管理者)。
- ・河川管理者は「土地利用の誘導・規制」を基礎原案で盛り込み、基礎案で具体的に示した。国交省の権限が及ばない部分だが、防災には非常に効果的だ。草津市の浸水対策条例のように、市町村には義務条項を設けた防災のための処置が可能だ。河川管理者は誘導していくための具体的な取り組みをやっていくべきだ。整備内容シートの具体的な事業として取り上げてもらうよう、積極的な行動を起こしていって欲しい。 ←草津市の浸水対策条例を事例として管内の市町村にも紹介して取り組んでいきたい(河川管理者)。

〇治水-3-1~4 堤防補強(淀川、宇治川、桂川、木津川)

- ・越水に対する場防補強を考えて欲しい。河川管理者には従来の手法にこだわらない検討をお願いしたい。
- ・審議資料 1 P33 には「概ね 10 年間を目標に、堤防補強対策を完了させる」とあるが、この対象は詳細点検区間だけなのか。10 年後の淀川の安全度はどの程度になるのか。
 - ←「10年間」の対象は、詳細点検区間のうち、堤防補強が必要な区間(緊急堤防補強区間)となっている。例えば、木津川であれば 11.4km と 2.2km がこれにあたる。緊急堤防補強区間については、10年間で完了したいと考えている。緊急堤防補強区間外については、ボーリング調査の詳細の詰めを行っており、結果がまとまれば発表する(河川管理者)。
- ・台風 13 号を対象にして堤防補強の点検がなされているということは、この対策が完了すれば、台風 13 号程度の水位であれば大丈夫になるということでよいか。
 - ←HWLを対象に浸透・侵食に対する堤防補強を行っている(河川管理者)。
- ・耐震性チェックする際の水位はどの程度なのか。地震と洪水は同時に発生しないという前提か。
 - ←耐震については、海水位が高い時に地震が発生した場合にあふれる可能性がある場所として、河口域に絞った検討をしている。洪水と地震の同時発生までは考慮していない。琵琶湖の後期放流時の宇治川堤防の耐震性については検討中だ(河川管理者)。

〇治水-8-1~3 高潮対策、治水-11-1~2 津波対策

- ・橋梁嵩上げの問題の1つは予算だろう。「下流域の橋梁に手を付けると上流域の河川整備に手を付けられなくなるので、下流域には我慢してもらう」という考え方なのか。両方とも整備していくことが理想だ。高潮対策費と河川改修費は別勘定になっているのか。
 - ←高潮に対して橋梁が低い。橋脚の間も短く、洪水に対する十分な安全性を有していない。予算については、現段階ではわからない。橋梁は街づくりにも関わってくるので、橋梁の嵩上げだけではなく、周辺の街づくりとも関連してくる。その部分の調整に時間がかかっている(河川管理者)。
 - ←基礎案の整備内容シートでは、阪神電鉄西大阪線は河川整備の進捗状況をふまえて改築時期を検 計するとしている。時期が調整できれば、実施に向けて検討するという理解でよいか。
 - ←「改築時期の検討」と記述しているのは、トータルの予算と街づくりの目処が付いてこないと「実施」になっていかないためだ。条件が見えてくればやっていくことになるだろう(河川管理者)。
- ・3橋以外にも、直轄区間以外の橋梁や樋門まで含めればもっと多い。地震の際には揺れの影響で樋門が閉まらないものも出てくる。首都圏には陸閘はない。淀川管内でも早く解決して欲しい。

〇利用-3-3~6 淀川舟運低水路整備検討、淀川大堰閘門設置検討(北区、東淀川区)、 毛馬閘門運用手法検討(北区、東淀川区)、船舶航行環境影響検討

- ・淀川大堰が上下流を遮断しているという事態を考えれば、「あるべき閘門がない」というのが実態だ。閘門は必要不可欠な河川管理施設だ。検討作業を急ぎ、建設への手順が早急に示されるよう、お願いする。 閘門の利用については、利用者が考えることであり、作る側(河川管理者)が考えることでもないだろう。
 - ←琵琶湖では、プレジャーボートの不法係留問題や航走波がトンボの羽化へ影響を与えているという話がある。あらかじめ利用のルールを考えておくべきだ。
 - ←閘門の位置がもっとも重要だ。環境面の影響を予測してモニタリングをしていく必要がある。
- ・水制工の試験施工は舟運が主目的になっている。河川管理者には、慎重に、総合的に検討して欲しい。

〇今後の検討の進め方について

- ・全地域別部会検討会(6/3)では選定されていない事業項目の扱いについても議論したい(部会長)。
- **4. 一般傍聴者からの意見聴取**: 2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
 - ・ハザードマップには色分けで浸水深が示されているが、それを見ても「堤防があるから大丈夫」という話になってしまう。避難経路も示されていないので、結局、捨てられてしまう。考慮していくべきだろう。また、鴨川決壊のラジオ番組が放送されていたが、参考になった。住民参加部会で紹介してはどうか。
 - ・横断方向の河川形状の修復は、河川だけの話だった。提言では、横断方向の河川形状は、農地や用水 路まで含めた水環境を考えていかなければ抜本的な回復はできないとしている。難しいかもしれない が、提言が無視されることがないようにして頂きたい。

[※]このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただく ものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 37 回琵琶湖部会 結果報告

2006.6.12 庶務発信

開催日時: | 平成 18 年 5 月 30 日(火)10:00~13:00

場 所: コラボしが 21 3階 大会議室

参加者数: | 委員 14 名 河川管理者(指定席) 13 名 一般傍聴者 82 名

1. 決定事項: 特になし

2.報告の概要:庶務より報告資料1~3を用いて説明がなされた。

3. 審議の概要 河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について

河川管理者より審議資料1 「淀川水系河川整備計画進捗状況報告(琵琶湖部会)」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

〇計画-1-1 河川レンジャー

- ・河川レンジャーには河川行政や河川管理に関する研修制度が必要になってくる。また、処遇についてど うなっているのか。
 - ←試行段階での方式としてレンジャーから月4回のご報告を頂いており、この報告に対して約5万円/月の報酬をお支払いすることとしている。将来については試行を踏まえて検討していく(河川管理者)。
- ・現状ではレンジャー制度の範囲は直轄河川に限られているが、琵琶湖では直轄河川外が重要になってくる。 ←まずは、しっかりした河川レンジャーの仕組みを直轄管理区間で構築することが先決だと考えたため、活動範囲を直轄管理区間周辺とした。もちろん、直轄管理区間周辺も含めて活動して頂くようお願いしている。アドバイザー委員会には滋賀県河港課長にも入ってもらっているので、将来的には直轄区域外への拡大も視野に入れて試行している(河川管理者)。

○環境-2-14 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口)

- ・矢板護岸の延長距離はどの程度か。相当な延長区間に及ぶのであれば、水制工による横断形状の修復による治水への影響があるのではないか。
 - ←矢板護岸は、琵琶湖の波浪の影響から河岸・を守るためのものなので、矢板護岸は琵琶湖の背水区間にとどまっている。水制工の影響を検討するためにも河口付近で、洪水への影響がない範囲での試行を行う(河川管理者)。
- ・横断形状修復の目標像についてお聞きしたい。
 - ←今のところ目標像は設定していない。モニタリングとフィードバックによって見極め、意見をいた だきながら決めていきたい(河川管理者)。
- ・今後の検討手順を教えて欲しい。
 - ←地域住民を交えた検討を進めていきたい。検討段階でもあり、河川工学的なことについては河川管理者が決めて、地域住民の意見をフィードバックしていくようなやり方でやっていきたい(河川管理者)。

○環境-4 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復(滋賀県と連携調整)

- 「うおじまプロジェクト」の資金は河川事務所で手配するようになっているのか。
 - →滋賀県の管理区間にあたるため、「工事」としての大規模な資金投入はできない。調査費的な資金を投入していく中で、住民の方々と連携して、少ない費用で効果が上がるように、できる範囲で進めていきたい(河川管理者)。
- ・農業排水路は土地改良区が維持管理している。農業関連の管理者とも連携をしていって欲しい。また、 農水省も同様のプロジェクトを展開しているので、連絡を取り合って進めて頂きたい。
 - ←他部局・他省庁との連携は重要だと認識している。こういった取り組みを紹介しつつ、意見交換をしていきたい。現段階では具体的にはないが、一緒にできることがあれば取り組んでいきたい(河川管理者)。
- ・すばらしい取り組みだと思う。今後は外来魚の駆除の手法も取り入れて進めて欲しい。ただ、このプロジェクトだけでは、内湖と琵琶湖を往復する魚類の回復は難しい。楠葉のワンド復元でも復活しなかった内湖定住型・往復型の魚類(シロヒレタビラやイチモンジタナゴ等のぼてじゃこ)の復活を次の目標にして欲しい。

○環境-5-2 瀬田川洗堰における環境に配慮した水位操作の検討

・水位操作の試行結果(P19)を見る限り、冬季の水位は常時満水位+0.3mを下回っている。洗堰の操作規

則を見直す必要があるのではないか。

- ←常時満水位+0.3m については、これを超えないように、+0.3m 以下で運用すると考えているため、 現在行われている水位移行操作の試行は運用範囲内だ(河川管理者)。
- ・琵琶湖周辺の「土地の利用規制・誘導」についても考えていかないといけない。

〇環境-10-1 琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討(家棟川ビオトープ事業)

- ・家棟川ビオトープの目的は、水質浄化なのか、それとも生物多様性維持なのか。よくわからない。
 - ←水質や植生といった個々の目標を持ってやっているということではなく、総体として自然環境がどのようになるかを把握している。詳細な調査結果があるので、お示しできる(河川管理者)。
 - ←生息数等の調査結果があれば、生物側からの評価ができる。リン除去効果の季節毎のデータがあれば、水質面からの検討もできる。今後の目標像(ある特定の生物の復活)も明確にする必要がある。

○環境-11-1 琵琶湖北湖の低層水質及び湖棚の有機堆積物の状況の把握のための調査

- ・これまで流域委員会は「融雪水は琵琶湖のカンフル剤になっている」と述べてきた。水深 80~90m の 溶存酸素や融雪水の水温はどうなっているのか。
 - ←今津沖の水深 80m のデータを示している。融雪水の水温については P32 のグラフで示している。 融雪水のカンフル剤としての役割はまだわかっていない。全層循環後に溶存酸素がさらに高まる現 象があり、今後はこの検討が必要だと考えている(河川管理者)。
 - ←全層循環を模式図で表現してもらえばわかりやすい。琵琶湖深層部の溶存酸素は、実際には 100m 付近が問題だ。暖冬年と多雪年に分けて示してもらいたい。
- ・P27(シート 54)の融雪出水の拡散状況と濁度を見る限り、粒子の密度が高いように思える。土の細かい 粒子が含まれた水は低い水温と同じような効果があり、深層部に侵入しているのではないか。
 - ←深さ方向の濁度や水温も計測している。そのデータを見る限り、融雪出水が潜り込んでいるとは確認できなかった。むしろ、濁度と同じように拡散していることが確認された。ただ、どこまで拡散したのかは把握できなかった(河川管理者)。

〇環境-17-18 外来種対策について駆除方法を含めた検討

- ・実験で用いた堰を他の魚は遡上できるのか。堰高よりも越流水深で判断した方がよいのではないか。これらの実験を野外で再現できるのか。
 - ←田んぼの水路を想定し、洪水時 0.5m/s、平常時 0.2m/S と設定して実験を行った。越流水深を調べても現地で再現するのは難しいので、通常流れている水のときに堰を設置しそのときにたまたま越流水深になるという考え方で行った。水面形は全て把握しているので示すことはできる(河川管理者)。
 - ←どれだけの堰高・流量であれば、魚が上がるのか。今回の結果だけで再現性がないだろう。

〇治水-1-12 水害に強い地域づくり協議会

- ・P45(シート83)で「琵琶湖水位低」「琵琶湖水位中」「琵琶湖水位高」と記載されているが、それぞれの具体的な水位はいかほどを想定しているのか。低い水位で氾濫するのであれば、ハード対策が必要ではないか。
 - ←「水位高(低頻度)」で発生する被害のイメージは、昨年公表した明治 29 年洪水が発生した場合の浸水エリアがベースになる。「水位低」「水位中」の明確な設定はしておらず、今後こういった危険度マップで住民にお示しする、あるいは行政指導に使うことを想定している。それぞれの水位については、今後、調整をしていきたい。また、浸水危険度マップは、ハード対策の必要性について検討するために作成したものではなく、現状の状況を示したものだ(河川管理者)。
- ・琵琶湖全体の浸水被害の軽減対策としては「瀬田川洗堰の改修」でよいか。
 - ←瀬田川と宇治川の改修が残っている。その他の対策としては、湖岸堤の建設、内水排水ポンプ設置 等の様々な対策が琵琶湖総合開発で行われたと認識している(河川管理者)。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取: 2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
 - ・地震対策をどう検討していくのか。ダムだけではなく各河川の河川施設まで含めて議論すべきだ。
 - ・カワウやサギの繁殖等についての対策を検討しないといけない。在来種であったとしても、琵琶湖に いるはずのない種であれば、積極的な対策を考えていくべきだ。

以上

※このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 71 回運営会議(2006. 6. 22 開催)結果報告

2006.6.30 庶務発信

開催日時

2006年6月22日(木)11:00~13:10

場所

コラボしが 21 3階 中会議室 2

参加者数

委員9名 河川管理者3名

1. 決定事項 および 検討事項

① 平成 17 年度事業の進捗点検についての意見書について

「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見書」について意見交換がなされた。主な決定事項は以下の通り。

- ・第51回委員会(7/6)にて「平成17年度事業の進捗点検についての意見書(最終案)」を提出する。
- ・各部会とも、部会としての意見をとりまとめて、7月1日(土)正午まで庶務に提出する。
- ・部会としての意見をとりまとめるために、部会作業検討会を開催する。部会作業検討会のメンバーは部 会長が指名した委員とする。
- ・部会から提出された意見を流域委員会としての意見書にとりまとめるために、委員会作業検討会を7月2日(日)13:00から開催する。委員会作業検討会のメンバーは運営会議委員とし、必要に応じて数名の委員を追加する。

② 第51回委員会の進め方について

第51回委員会の進め方について意見交換がなされ、審議資料2「第51回議事次第(案)」が承認された。

③ 今後のスケジュールについて

- ・今後、委員会や部会等の開催が予定されているが、その前に、ダムのフォローアップに関する審議や整備計画原案についての審議の進め方(どの会議で担当するのか等)について、議論しておく必要があるのではないか(河川管理者)。
 - ←河川整備計画原案については部会を中心に議論を進めていきたいと考えている。ダムのフォローアップについては全体委員会の作業検討会を設置することになるのではないかと思っているが、フォローアップ定期報告書が示されてから考えたい (委員長)。
 - ←ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書は、環境委員会のご意見をお伺いした上で、流域委員会に提出する。 淀川については8月末の環境委員会を経た後になるので、9月中には流域委員会に出せるのではないかと思っている (河川管理者)。
- ・ダム等のフォローアップ定期報告書が $9\sim10$ 月に提出されるのであれば、 $7\sim8$ 月はテーマを絞った 意見交換会を開催してはどうか。流域委員会提言について委員間で議論をしておく必要がある。

④ その他 決定事項等

- ・第72回運営会議の開催時間が7月6日(木)13:00 ~ 14:45に変更された。
- ・8月3日(木)に現地視察を開催する。視察箇所は旧巨椋池排水機場樋門撤去工事や小泉川落差工を予定。その他の視察箇所については河川管理者が選定する。
- ・検討会の結果報告の公開について、次の通りに決定した。① 流域委員会のホームページにて検討会の 結果報告を公開する(配布資料等は公開しない)。② 公開会議において前回の公開会議以降に開催され た検討会の結果報告を希望する傍聴者に配布する。
- ・配付資料における新聞記事等の掲載と著作権について庶務より報告がなされ、今後、新聞記事等の著作権について留意していくこととなった。新聞記事等を配付資料に掲載する際のガイドラインを庶務でまとめる。

[※]結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第7回利水・水需要管理部会(2006.6.25) 結果報告 | 2006.7.5 庶務発信

2006年6月25日(日)13:35~16:30 開催日時:

場 所: 国立京都国際会館 ROOM E

委員 10 名 河川管理者(指定席) 13 名 一般傍聴者 28 名 参加者数:

1. 決定事項

・部会作業検討会(6/27)までに事業進捗点検への意見を庶務に提出する。難しい場合は6/30までに提出 する。

2.報告の概要:庶務より報告資料1~4を用いて「部会検討会の経過報告」と「利水・水需要管理部会 に係わるこれまでの意見整理」について報告がなされた。

3. 審議の概要

河川管理者より、審議資料 1-1「平成 17 年度事業進捗状況報告」を用いて、利水に関連する事業進捗点 検について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

〇利水-1-1 利水者の水需要の精査確認

- ・利水事業者が必要水源量を算定する際に、河川管理者が示した利水安全度を採用するかどうかは、利 水事業者の判断によるのか。それとも河川管理者からの強制なのか。
 - ←河川管理者としては「現時点でこういう状況である」という情報(利水安全度)を提供している。 どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者としての判断だ(河川管 理者)。
 - ←利水安全度を示した河川管理者の責任として、利水安全度の計算根拠や条件を示すべきだ。

〇利水-1-2 水利権の見直しと用途間転用

- ・ダム使用権譲渡には負担金等の清算が必要になるということだが、具体的にどのような取り決めがあ るのか。また、これまでにダム使用権の譲渡が行われたことはあるのか。
 - ←どういった額で譲渡するかについては、ダム毎に協議しないといけないことなので、実際にやっ てみないと分からない。近畿ではダム使用権の譲渡は行われたことはない(河川管理者)。
 - ←他流域で行われていれば、データを見せて欲しい。
- ・水利権の用途間転用にあたっては、河川管理者の許可が得られれば、「転用する側」と「転用される 側」の費用負担に関する話し合いだけで転用できるのか。また、大阪府の工業用水を大阪府の上水に 転用する場合は、同じ当事者なので調整の必要はなく、河川管理者が判断を下すだけでよいのか。
 - ←あくまでも費用負担に限って言えば、当事者間の話し合いですむ。原則としては、他用途で水が 使われる場合は、いったん河川管理者に返して、新規に申請するという手続きになる(河川管理 者)。
 - ←同じ大阪府であっても事業主体は別のはずなので、譲渡の際の手続きが必要になる。少なくとも 「転用する側」と「転用される側」の調整が必要になるほか、譲渡によって他地域に影響が及ば ないかどうかという視点も必要だ。これが用途間転用の難しさを生み出している要因でもある (河川管理者)。
- ・利水事業者は、水需要抑制に向かって努力をし、「新しい水源確保はもう必要ない」という方向に進 んでいる。河川管理者はこの方向を止めないように、前向きに一緒に努力をして欲しい。河川法には 用途間転用の手続きの簡素化について記述されている。河川管理者には、用途間転用の手続きを簡素 化するための努力をして欲しい(部会長)。

〇利水-1-3 既設水源開発施設の再編と運用の見直し

- ・河川管理者の「渇水」の定義を教えて欲しい。また、日吉ダムの確保流量を見直した際に、どの流量 を減らしたのか。確保流量を減らした際、誰かに負担を強いた等の不都合はあったのか。
 - ←「渇水」の厳密な定義はない。河川管理者が用いている「渇水」とは、ダムの水位が下がりはじ め、あらかじめ早く対応しなければならない「渇水的な状況」のことだ。日吉ダムの確保流量見 直しの際には、農業用水を減らしたが、利水者の了解を得て見直しを決定したので、大きな障害 が起きたわけではない(河川管理者)。
- ・日吉ダムの確保流量見直しは、的確に行われており、評価したい。
- ・かんがい期確保流量の見直しによって、平成15~17年は渇水が回避できたのか。また、他のダムで も渇水が起きた場合には確保流量の見直しが行われるのか。
 - ←日吉ダムでは平成15~17年は取水制限を行っていない。他のダムでは確保流量の見直しは行わ れていない。日吉ダムは、完成した直後から毎年のように取水制限に至る状況になったため、か

んがい期確保流量の見直しを行った(河川管理者)。

〇利水-1-4 渇水対策会議の改正を調整

・「関係機関との今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」の多くが非公開である理由は何か。 ←淀川水系全体での意見交換会(H16.3.29)の中で、非公開の方向性が決定したと認識しているが、 理由についてはわかりかねるので、今後何らかの形で返答したい(河川管理者)。

〇水需要管理に向けて

部会長より、審議資料 2「「水需要管理に向けて」(仮題)の執筆・編集方針 たたき台」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・流域委員会は提言の中で水需要管理が必要な理由を「河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約がある」と述べ、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要がある」とした。ただ、これだけではまだ甘いと感じている。河川からの取水をできるだけ抑制していく必要がある。また、瀬切れを起こさないようにダムから補給するという考え方があるが、瀬切れは自然の状態でも発生していたはずだ。瀬切れ解消のためにダムから補給するという考え方はどうなのか。第2次流域委員会では水需要管理の議論が十分にはできていない。議論が必要だ。
- ・「治水・利水・環境」の三つが同等で扱われているが、ベースは環境にあり、治水・利水が環境に及ぼす影響をある範囲内にとどめないといけないのではないか。その範囲は環境の復元力によると思うので、ぜひ検討して欲しい。
- ・水需要管理と利水管理は違うような気がするので、統一していかないといけない。また、水循環の観点 が抜けているのでどう位置付けていくかを検討する必要がある。
- ・規則と運用は違っている(例:琵琶湖水位と渇水調整会議の開催)。報告書「水需要管理に向けて」では、現状と問題点を切り分けて、現状の運用についても評価していく必要がある。また、淀川大堰は非常に重要なので、ダム群の1つとして検討して欲しい。
- ・総合的な管理が必要であれば、「水需要管理」ではなく、「水需給総合管理」ではないか。水需要管理の概念について委員会として合意しておく必要がある。住民側のリスクや河川行政側の瑕疵リスクについても明示した方がよい。行政が用いている「環境」と委員会の「環境」の違いも整理しておいた方がよい。
 - ←やはり「水需給総合管理」ではなく、「水需要管理」だ。これまでの利水は、使いたいだけ使えるように水を供給していくというやり方だった。これを反省して、供給を主体とした管理から需要を主体とした管理に変えていくということだが、今のところ理念にすぎない。この理念をどう具体化していくのか。流域委員会の考え方を示し、問題提起をしていく必要がある。
- ・誰のための水需要管理なのか。「現在の人間のためなのか」等の視点が必要になってくる。また、住民 の考え方をどう反映させるのかという視点も必要になってくる。農業水文的な発想ではなく、理学水文 的な発想から出発して利水を考えて欲しい。水収支が基本的になっていくだろう。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取: 3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。
- ・委員会が利水安全度の根拠を河川管理者に求めるのは当然だが、それだけでは不十分だ。従来の渇水対策会議で取水制限の対象になっていたのは実績取水量であり、水利権量ではない。いつ変更されたのか。河川法には、渇水時には利水者相互に譲り合って対処しなさいという法文がある。その辺りがはっきりしないと大阪府は根拠のはっきりしない利水安全度に基づいて水需要予測を行ったことになる。今後、仮に水利権量に対して取水制限をするということになると、他の利水者はこれまでよりも被害を受けるということになる。逆に、水利権量と実績取水量が大きくかけ離れている大阪市は、渇水時には水が使い切れない事態を招くことになる。流域委員会は、これらについても河川管理者に説明を求めていかなくてはならない。
- ・従来、異常渇水時には河川法でうたわれている互助の精神で融通し合うという形だったが、昨年、大阪府は利水安全度に縛られた変則的な水需要予測を行った。委員会は利水安全度の関するデータを河川管理者に要求し、より突っ込んだ議論をして欲しい。大阪府の水需要予測が悪しき先例になることも考えられる。
- ・淀川河川事務所のHPでは「新しい具体的な整備内容シート」が公開されているので、きちんと報告すべき。4月に環境基本計画が閣議決定されたが、これについても国交省が報告すべきだ。日吉ダムの確保水量見直しは、もともと降雨の少ないところに建設したことが原因だ。ダム撤去についても検討していくべき。

[※]このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただく ものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第9回住民参加部会(2006.6.26) 結果報告

2006. 7. 5 庶務発信

開催日時

2006年6月26日(月)10:00~13:10

場所

国立京都国際会館 ROOM E

参加者数

委員 13 名、河川管理者(指定席)12 名、一般傍聴者(マスコミ含む)44 名

1. 決定事項

- ・住民参加部会は平成17年度事業の進捗点検の「計画-1-1河川レンジャー」への意見を述べる。
- ・「平成17年度事業進捗点検について意見」および「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取 に関する提案」への意見があれば、6/30正午までに庶務に提出する。提出された意見を参考に部会作 業検討会にて住民参加部会としての意見(案)をとりまとめる。

2. 報告の概要

庶務より報告資料1「各種会議の結果報告」を用いて、第71回運営会議以降の会議の報告がなされた。

3. 審議の概要

①平成 17 年度事業進捗状況の点検について

河川管理者より、各河川事務所での河川レンジャーの取り組みについて説明がなされた後、委員との質 疑応答がなされた。その後、審議資料 1-2「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見(案) 住民参 加部会」を用いて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

〇「計画-1-1 河川レンジャー」に関する質疑応答

- ・河川レンジャーの処遇はこれからの活動基盤になる。各河川事務所で共通の内容にしておくべきこと だが、処遇について事務所間で協議されているのか。
 - ←現在は処遇についても各河川事務所の裁量で行っている。琵琶湖河川事務所では、発注した業務への報酬として、レンジャーからの月4回のご報告に対して約5万円/月の報酬をお支払いすることとしている。現段階は各河川事務所でそれぞれ工夫しているが、制度を確立する際には共通の内容にしておくべきだろうという議論をしている(河川管理者)。
 - ←レンジャーからの報告内容とはどんなものなのか。
 - ←4月、5月はレンジャーの方々に「河川レンジャーとは何か」といった議論をして頂き、その報告をして頂いた。今後は、現地で活動をして頂こうと努めている(河川管理者)。
- ・河川レンジャー制度の規約を作っていく必要がある。
 - ←淀川では、規約(案)をもとに運営をしている。琵琶湖では、試行の段階の規約はつくっている。 木津川上流では、今後の懇談会で規約を作っていくことになる。猪名川では、正式な規約はないが、運営検討会の規約に基づいて運営している(河川管理者)。

〇平成17年度事業の進捗点検についての意見(案)に関する意見交換

- ・各河川特有の事情以外にも、事務所毎の考え方が出ているが、統一する必要はなく、むしろ違いがあった方がよいだろう。競い合って頂きたい。住民参加部会としては、提言で述べた内容を理解して頂いた上で試行してもらっているかどうかを点検する必要がある(部会長)。
- ・レンジャーの活動内容は地域特性に応じて決めればよいと思うが、地位・身分・報酬は統一すべきだ。
- ・「河川レンジャーの支援体制の確立」と「河川レンジャーの資質・技術の向上」は切り分けた上で意見を述べた方がよい。処遇については「常勤的な非常勤」程度で考えておくべだろう。
- ・河川レンジャー事業の中で、住民にどのような役割を担わせていくのか。検討して欲しい。
- 「指定区間外区間・指定区間」より「直轄区間・非直轄区間」の方が誤解がなくてよいのではないか。
- ・河川レンジャー育成のための講座や研修会は必要だとは思うが、少人数のために研修会を開催するのも大変だろう。河川レンジャーに各種委員会に出席して頂くことが一番の勉強になる。
- ・住民参加部会は「河川レンジャー」の全般的な総括をする必要がある。各河川事務所の共通の課題と 成果を河川管理者から報告してもらいたい。単なる進捗状況の報告にとどまらず、共通の成果と課題

についてより具体的報告を行って欲しい。

- ・河川レンジャーは流域委員会が提案して、河川管理者が実践してくれている。河川管理者を勇気づけるような意見になればと思っている。進捗が遅れ気味だとは言え、河川管理者は一生懸命やっており、近々実現するところまできている。
- ・今後は、まずは「河川レンジャー制度の評価基準」を考えた後、個々の項目毎に評価していくという 進め方がよいのではないか。
- ・河川レンジャーについて意見を述べていくためには、河川毎に委員の分担を決めてチェックするとい う体制が望ましいと思っている。全委員で全ての資料をもとに議論するのは大変だ。

〇今後の進め方について

・審議資料 1-1「平成 17 年度事業進捗の点検選定項目案」および当日配付資料「住民参加部会における検討事項の抽出」として住民参加に係わる事業項目が抽出されているが、住民参加部会としては「計画・1-1 河川レンジャー」にのみ意見を述べる。審議資料 1-1 および当日配付資料は今後の検討資料とする(部会長)。

②一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について

審議資料 2-2 「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直案」を用いて意見交換がなされ、「1.決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り(例示)。

- •「見直案」表紙 3行目に「流域委員会は一般傍聴者や一般の方々からのご意見を非常に重視しており、 この考えを変えるものではない」という文章を入れて欲しい。改善するが、これまでの考え方を変更す るものではないという点を明記しておいて欲しい。
- ・「見直案」表紙 14 行目「地球環境保全(省資源)」は「環境保全(省資源)」に変更して頂きたい(部 会長)。
- ・委員会に提出して頂く意見の分量は「原則としてA4で6ページ以内」と明記しておくべきだ。 ←提出意見が6ページを超えている場合は、配付資料として掲載するかどうかについて庶務が委員 長・部会長に確認するようにする(部会長)。
- ・添付資料は何ページでも提出して頂いてよいが、「傍聴者全員には配布しない」という扱いがよい。
- ・「3. <会議場等での資料配付の基本的な事項>についてのお願い」の(3)後半「配付資料を事前に 庶務宛に送付される場合…」以下は削除する(部会長)。
- •「4. 著作権の保護に関する注意」については、「意見提出者は、著作権許諾の旨を明記した上で委員会 (庶務)へ提出してください」を追加する。また、著作権許諾が明記されていない意見が提出された場 合、庶務は意見提出者に注意を促し、必要に応じて許諾を得るための手助けをするということにする(部 会長)。
- ・「見直案」P4「一般傍聴者からの意見聴取について」④ は、「発言時間は原則として3分間とする。ただし、発言が極めて重要な内容の場合は議長の裁量で発言の継続を認めることができる」とする(部会長)。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取: 2名から発言があった。主な意見は以下の通り (例示)。
- ・住民参加部会にも係わらず、傍聴している住民が少ない。この現状をどう捉えているのか。こういった 状況にもかかわらず、住民意見の聴取の方法を流域委員会だけで決めてよいのか。また、河川レンジャ ーの検討会や懇談会で出されている意見は公開されていない。部会検討会の内容も伝わってこない。全 体委員会の検討課題にすべきだ。
- ・河川レンジャーの活動中のリスクマネジメントについて検討されているのか。河川レンジャーの活動の場は川であり、最悪の場合は死亡事故になる。現在のところ、河川レンジャーの処遇は公務員ではないようだが、水防団は準国家公務員として身分が保障されている。河川レンジャー活動が盛んになれば、事故も増える。河川レンジャーが事故を起こした場合のリスクマネジメントについての検討が必要だ。

[※]結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。